

照会 同意ないなら「保留」の自治体も

聞き取りや戸籍調べ…文書発送に1カ月超



家族に知られたくない生活保護照会

関東地方のある自治体。生活保護の申請から、親族に送りの可否を尋ねる「扶養照会」までの流れは「いた。」

「DV(家庭内暴力)を交へてきたことがある」「関係性が無く長年音信不通」「DVの申請があった場合」「原則照会はしない。」「厚生労働省が自治体に対しての通知の対応だ。」

聞き取りが終わると、親族の戸籍を何かの自治体に照会する。文書が積まがりてへん。」

厚生労働省は2021年、扶養照会への慎重な運用を自治体へ求める文書を出した。照会での生活保護の申請を親族に知られることを嫌う、申請をお断りする原因になっているとの指摘もあるためだ。

それを受け、運用を変える自治体も出てきている。東京都足立区は21年度から、保険の申請者が照会を望まない親族については、申請者が同意するまで照会を「保留」する運用を開始。2022年度からは、申請者に、扶養が期待できない親族を照会する理由を伝えている。担当者は「文書が蓄積してへん」という理由で、申請者が「保留」を希望する。東京都は2022年2月、申請者が照会を拒否している場合は、照会を保留し、理解を得よう促す事務連絡を都内の自治体に出している。

「原則なし」に 例外の調査は範囲絞って

朝日新聞による全国74自治体への調査では、照会しなかつた理由が得られたのは0.7%だった。扶養照会は今後ますます必要か。生活保護制度に詳しく、福祉事務所でケースワーカーをした経験もある立命館大学の桜井啓太准教授に聞いた。



立命館大准教授 桜井啓太

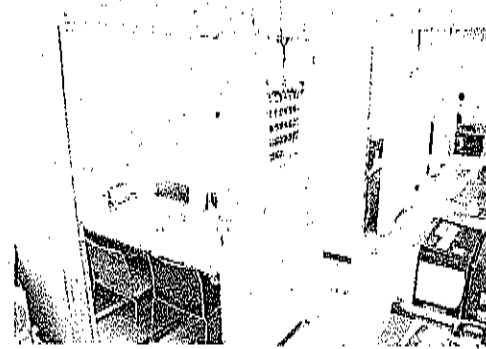
「DV(家庭内暴力)を交へてきたことがある」「関係性が無く長年音信不通」「DVの申請があった場合」「原則照会はしない。」「厚生労働省が自治体に対しての通知の対応だ。」

制度ごとの社会通念を一定反映する以上、現時点ですべての扶養照会を一律に廃止するのは難しいと考えています。たとえば、離婚のため、小さな子どもを別居している親の場合、子どもの扶養義務はあります。この場合は、別居している親が子を扶養する必要がある必要があると思います。

「照会を拒否する親族に照会申請の妨げとなる事例が起きています。仕送りしているが「無職な照会」も「福祉事務所との兼ね合い」も問題です。自治体の判断もまちまちで、照会を拒否する親族に照会申請の妨げとなる事例が起きています。仕送りしているが「無職な照会」も「福祉事務所との兼ね合い」も問題です。

生活保護の受給者が親族に、必ずしも関係が深いわけではなく、心理的な距離が近い問題視されていますが、照会される親族に与える心理的負担も大きいと考えられています。

扶養照会を行わないことを原則にして、行う場合を例外とする。行う場合は、その理由と必要性を福祉事務所が完備に説明できるようにする。その範囲で、扶養照会を行うべきです。



ある自治体の生活保護の担当課では、三つある相談室で申請者から聞き取りをしているという

「DV(家庭内暴力)を交へてきたことがある」「関係性が無く長年音信不通」「DVの申請があった場合」「原則照会はしない。」「厚生労働省が自治体に対しての通知の対応だ。」

桜井啓太・立命館大准教授に聞く

制度ごとの社会通念を一定反映する以上、現時点ですべての扶養照会を一律に廃止するのは難しいと考えています。たとえば、離婚のため、小さな子どもを別居している親の場合、子どもの扶養義務はあります。この場合は、別居している親が子を扶養する必要がある必要があると思います。

生活保護の受給者が親族に、必ずしも関係が深いわけではなく、心理的な距離が近い問題視されていますが、照会される親族に与える心理的負担も大きいと考えられています。

扶養照会を行わないことを原則にして、行う場合を例外とする。行う場合は、その理由と必要性を福祉事務所が完備に説明できるようにする。その範囲で、扶養照会を行うべきです。

この連載は、川野由起、駿川俊が担当しました。